

令和 5 年 9 月 15 日

お客様 各位

陶都信用農業協同組合

適格請求書発行事業者登録番号のお知らせについて

平素、当組合事業につきまして、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月から消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存法（インボイス制度）が導入され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

つきましては、当組合の適格請求書発行事業者登録番号をお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

T 9 2 0 0 0 0 5 0 0 8 3 2 4